

地方における規制改革に関する「国としての対応の考え方（案）」
に対する各省等の意見

1. 総論

（3月9日規制改革会議における案）

地方分権を推進することは必要であるが、具体的な事例（別紙）及び1月18日の規制改革会議における議論を踏まえ、規制の所管省庁において、以下のような対応をとることが考えられるのではないか。

内閣府地方分権改革推進室

〔A〕

規制改革会議の「地方における規制改革について」「2. 国としての対応の考え方（案）」においては、規制の所管省庁が、地方自治体における条例等に基づく規制について把握した上で、地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性があるか、国内での経済活動に多大な支障が生じるかを検証し、場合によっては国の法令で規制内容を定めるよう見直しを行うこと等が記載されている。

しかし、これは、これまでの地方分権の趣旨に反する。そもそも地方自治体の責任において条例等で定めている規制について、事業者が経済活動を行うに当たって何らかの支障があるのであれば、地方自治体に対し見直しを求めるべきである。それを受け、地方自治体自らによって当該規制について検証されるべきである。さらに、現行において、規制内容は地方自治体における条例等に委ねると法令により判断している国は、地方自治体の検証結果を尊重すべきである。

〔B〕

a 〔A〕にかかわらず、仮に規制の所管省庁における検証を行うのであれば、その過程には、地方六団体及び地方分権改革推進室が、参画すべきである。

b aの検証の結果、条例等に基づく規制を変更する必要があると規制の所管省庁が判断した場合には、国の法令で具体的な規制内容を定めるのではなく、規制の所管省庁が地方自治体に対して必要な情報提供を行い、それを踏まえ地方自治体自らの判断と責任において、必要に応じて規制内容を変更する。

c 当該規制が、仮に、地方自治法第1条の2の規定（「補完性の原理」、「近接性の原理」）を踏まえてもなお、国が国の法令で具体的な規制内容を定める（国が法令で直接定める場合及び地方に条例制定権を留保しつつ国が従うべき基準を定める場合）べきものであれば、そのように見直す。

ただし、平成11年の地方分権一括法制定以来一貫して、地域の多様性、自主性及び自立性を尊重して政府が地方分権を推進してきたことを踏まえ、極めて厳格に判断すべきである。

なお、cと〔B〕aのメルクマールは別のものである。

〔A〕〔B〕a bいずれの場合においても、検証の際には、規制改革会議の「2. 国としての対応の考え方（案）」（2）ではなく、事業者による経済活動のみならず、住民にとって多大な支障が実際に生じているということについて、事業者が説明責任を果たすべきである。その上で、規制の趣旨・目的、規制を変更した場合の住民や事業者の経済活動への影響等を考慮して地方自治体が当該規制の内容を判断する。

文部科学省

- ・ 「地方自治体における条例等に基づく規制」について、作業対象が膨大となることが想定されるところ、規制シート作成の際と同様、対象を厳選した上で行うべきである。

国土交通省

- ・ (修正案)～議論を踏まえ、**内閣府は規制の所管省庁と協力しにおいて**、以下のような対応をとることが考えられるのではないか。
- ・ 2.(1)(2)及び(4)について、地方における規制改革を推進するための対応については、規制改革の立場から、国の規制と同様に規制改革会議及び規制改革推進室が実施するものではないか。
- ・ 2.(1)～(4)までの記述に関連して、これらの対応を国において行うこととなった場合、特定の省庁、部局に事務が集中し、過大な負担を強いることが想定されるため、限られた人員、時間のなかで行いうる事務となるよう最大限ご配慮いただきたい。
- ・ 仮に条例等に基づく規制の内容を把握することになった場合であっても、自治体及び規制の所管省庁における本来業務に支障が生じないように、自治体及び規制の所管省庁における事務負担軽減の観点から、内閣府において一元的に当該把握に係る事務を担うことを初めとして、内閣府において最大限ご配慮いただきたい。

地方六団体

地方分権改革及び規制改革は、いずれも国民生活の現場から遠い存在である国が中央集権的に制度の詳細にわたって規定をし、種々の規制を行うことは非効率的であるなど様々な弊害をもたらすということが認識されるようになって進められてきた改革である。地域のことは住民に身近な存在である地方公共団体にできるだけ委ねるのが地方分権改革、民間の判断に任せるべきことはできるだけ国が規制を行わないようにするのが規制改革であり、両者は互いに相まって我が国の行政の在り方を変革するという目的を果たしうるものである。

このたび示された「国としての対応の考え方(案)」は、国の強力な監督や規制を前提とした考え方が根底にあるものであり、憲法第94条(条例制定権)の趣旨に反し、累次にわたる地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現することを究極の目的として着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定するばかりか、地域の実情に応じたサービスの提供を求める住民(消費者)の利益を損なうなど、規制改革の本来の趣旨にもそぐわない、時代に逆行する提案となっているのではないかと危惧されてならない。

このような視点を踏まえ、地方分権改革と規制改革との両立について規制改革会議において十分な議論が行われることを希望し、別添(注:以降の各論)の通り意見を提出する。

2. 各論

(3月9日規制改革会議における案)

- (1) 地方自治体における条例等に基づく規制について、許認可等の権限を委ねているだけでなく、その具体的な内容を自治体が定めているものを把握する。

警察庁

- ・ 地方自治体における条例等に基づく規制のうち提案や要望等があったものを本件対応の対象とするべきではないか。

総務省

- ・ (修正案) 地方自治体における条例等に基づく規制について、**法令が**許認可等の権限を**地方自治体**に委ねているだけでなく、その具体的な内容を**地方自治体**が定めているものを把握する。

厚生労働省

- ・ 見直しの対象とする「条例等に基づく規制」は、地方分権の趣旨を踏まえ、かつ、実態に即した規制の見直しとする観点から、地方自治体や事業者がこれを提案する形とすることが適当ではないか。

農林水産省

- ・ 把握は内閣府が行うこと。
- ・ 「条例等に基づく規制」及び「その具体的な内容を自治体が定めているもの」の把握方法について、どのような方法を想定しているのか。また、「条例等に基づく規制」を網羅的に対象とするのではなく、具体的に支障がある(具体的な規制緩和等の要望がある)規制に限って対象とすべき。

国土交通省

- ・ 規制の所管省庁において、「地方自治体における条例等に基づく規制について、許認可等の権限を委ねているだけでなく、その具体的な内容を自治体が定めているものを把握する」のではなく、「地方自治体における条例等に基づく規制のうち、規制改革会議に対して具体的な提案があり、国の法令にて各自治体の条例等に定めることを明示的に委任している規定に基づくものであり、規制改革会議が、規制の所管省庁にて地方における規制改革の検討が必要と判断する規制について2.(2)以下の措置を講じる。」と修正すべきである。

地方六団体

- ・ 地方公共団体における規制を把握するに当たっては、具体的な支障事例に限定した調査とするなど、各地方公共団体の負担を招かないよう留意願いたい。

(3月9日規制改革会議における案)

(2) (1)により把握した規制について、

地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性がないと考えられる場合、又は、
地方自治体によって規制内容に差異を設けることによって国内での経済活動に多大な支障
が生じる場合

に該当するか否かを検証し、その結果を公表する。

警察庁

- ・ 規制を所管している各省庁等において行う検証は、
についてのみ行うものとするべきではないか。

総務省

- ・ (修正案) 地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性があると考えられるが
よって国内での経済活動に多大な支障が生じる場合

文部科学省

- ・ 「地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性がないと考えられる場合」に該当するか否かを検証する、とあるが、「合理性」の判断等をどのように行うのか、国として客観的で統一的な判断の基準や観点、検証の方法を、まずは内閣府規制改革推進室において具体的に示されたい。

厚生労働省

- ・ 「合理性がないと考えられる場合」「国内での経済活動に多大な支障が生じる場合」の基準を明確に示していただきたい。
- ・ 「合理性がないと考えられる場合」「国内での経済活動に多大な支障が生じる場合」は、どのように判断されるのか。「条例等に基づく規制」に合理性があるか否かについては、当該規制を定める地方自治体が、これを説明するものという理解でよいか。
- ・ 「国内での経済活動に多大な支障が生じる場合」を、見直しのための単独要件とすべきではないのではないか。

農林水産省

- ・ について、国内の経済活動に支障が生じることについては、事業者がまず立証することが必要。

地方六団体

- ・ 地方公共団体における規制の検証に当たっては、地方公共団体の意見を聴取し、尊重することとしていただきたい。
- ・ を削除されたい。

(3月9日規制改革会議における案)

(3) (2)に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定める(許認可等に係る申請書等の様式が地方自治体によって異なる場合に、標準的な様式を国の法令で定めることを含む)よう見直しを行う。

総務省

- ・ (修正案)(2)に該当する場合には、国の法令による規制のあり方で具体的な規制内容を定める(許認可等に係る申請書等の様式が地方自治体によって異なる場合に、標準的な様式を国の法令で定めることを含む)のよう見直しを行う。見直しに当たっては、地方自治体と十分に議論をし、地方自治体の実務に与える影響を最小限にすることとする。

文部科学省

- ・ 「(2)に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定める(中略)よう見直しを行う。」とあるが、ともすると地方自治の考え方に相反する方針とも考えられるところ、地方自治の考え方に十分配慮すべきであるとともに、「地方における規制改革について」において考え方を明示すべきである。

厚生労働省

- ・ 見直しの方法について、まずは、問題となる当該「条例等に基づく規制」の見直しを、規制改革会議から求めるのではないか。
- ・ また、必ずしも国の法令で規制を定めることに限定する必要はないのではないか。

国土交通省

- ・ 「国の法令で具体的な規制内容を定めるよう見直しを行う」のではなく、「国の法令で具体的な規制内容を定める、国が当該規制を定める地方自治体に対して勧告する、具体的な標準例を提示するなど、必要な措置を講じる。」と修正すべきである。

地方六団体

- ・ 国の法令で具体的な規制内容を定めるべきかどうかは、地方公共団体と協議し、慎重に検討すべきである。

(3月9日規制改革会議における案)

(4) (2)に該当せず、各地方自治体において具体的な規制内容を定めることが適当と考えられる場合には、

各地方自治体における具体的な規制内容の実態を取りまとめ、公表することにより、自治体が、他の自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。

必要な場合には、各地方自治体が定める具体的な規制内容のうち、特に推奨すべきと考えられるもの(ベストプラクティス)も参考として、当該規制に関する国としての技術的助言(ガイドライン)を発出する。

総務省

・ (修文案)

(2) に該当するせず、各地方自治体において具体的な規制内容を定めることが適当と考えられる場合には、

各地方自治体における具体的な規制内容の実態を取りまとめ、公表することにより、自治体が、他の自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくあり方を検討しやすくするための環境を整備する。

~~— 必要な場合には、各地方自治体が定める具体的な規制内容のうち、特に推奨すべきと考えられるもの(ベストプラクティス)も参考として、当該規制に関してする国が情報提供を行うとしての技術的助言(ガイドライン)を発出する。~~

厚生労働省

・ 規制内容に差異を設けることに合理性があり、かつ、経済活動に多大な支障が生じない場合においては、の対応を行う必要はないのではないか。

農林水産省

・ について、2.(1)で把握を行った内閣府が、取りまとめ、公表、環境整備を行うこと。

国土交通省

・ (修文案) 必要な場合には、各地方自治体が定める具体的な規制内容のうち、特に推奨すべきと考えられるもの(ベストプラクティス)をも参考として内閣府等のホームページ等に掲載する。~~、当該規制に関する国としての技術的助言(ガイドライン)を発出する。~~

地方六団体

・ 先進的な取組等の事例集の作成や技術的助言の発出には拘束力はなく、規制内容については地方公共団体の自主的な判断が尊重されるものであるため、それらについては地方公共団体と十分に協議されたい。

3. 具体的事例について

学校教育法では、専修学校の設置者の要件として学校法人であることを求めているが、都道府県が定める私立専修学校の設置認可基準において、原則として学校法人であることを求めている場合と求めていない場合がある。

文部科学省

- ・ 「2. 国としての対応の考え方(案)」において想定されるような規制見直しを地方自治体に求める対応を行うことが、「具体的な事例(別紙)」のうち(及び「参考4」)(「私立専修学校の設置認可」)について必要なのであれば、必要であると整理される理由を、具体的な根拠とともに示されたい。
- ・ 仮に、「2. 国としての対応の考え方(案)」において想定されているような規制見直しを地方自治体に求める対応について、「具体的な事例(別紙)」のうち(及び「参考4」)(「私立専修学校の設置認可」)についても念頭に置いているとすれば、適切ではない。